

「保育の必要性」の事由別の提出書類一覧

◇利用継続を希望する場合、書類の提出が必要です。

下記の表をご参照のうえ、**変更届**及び該当する区分に応じた**必要書類**をご提出ください。

番号	区分	必要書類
○	共 通	「変更届」 ※加えて以下の書類が必要になります。
(1)	求職中による有効期間満了	○採用が決まった、または就労を開始している場合 *「就労証明書」
(2)	採用予定（起業予定）による有効期間満了	○就労を開始している場合 *「就労証明書」
(3)	出産による有効期間満了	○出産後、育児休業を取得する場合 *「就労証明書」（取得する育児休業期間の記載されたもの） ○出産後、育児休業に入らず職場復帰する場合 *「就労証明書」 ○産後の肥立ちが悪いなど疾病のため家庭保育できない場合 *「疾病負傷証明書」と「保育利用事由申告書」
(4)	疾病による有効期間満了	○疾病により家庭保育できない状態が継続している場合 *「疾病負傷証明書」と「保育利用事由申告書」
(5)	介護・看護等による有効期間満了	○介護・看護等により家庭保育できない状態が継続している場合 *「保育利用事由申告書」と介護や看護が必要な状況が分かるもの（介護保険証、障害者手帳、医師の診断書等の写し）
(6)	育児休業終了による有効期間満了 （育児休業に係る児童が満1歳になる月の月末を迎える方等を含む）	○育児休業復帰される（た）場合 *育児休業復帰後の「就労証明書」（取得した育児休業期間の記載されたもの） *育児休業復帰予定での申込みについての誓約書（復帰後の場合は不要） ○育児休業にかかる児童が満1歳に達していない場合 *育児休業延長後の「就労証明書」 *育児休業復帰予定での申込みについての誓約書 （育児休業にかかる児童が満1歳に達していない場合は満1歳になる月の月末まで継続可能） ● 育児休業に係る児童が満1歳になる月の月末を越えて育児休業を延長される場合退園となる可能性があります。至急下記問い合わせ先までご相談ください。 ※ただし、利用する児童が5歳児クラスの場合は卒園まで継続可能です。育児休業延長後の「就労証明書」を提出してください。
(7)	育児休業復帰予定による有効期間満了	*育児休業終了後の「就労証明書」 （取得した育児休業期間の記載されたもの）
(8)	派遣・契約期間終了	*派遣・契約期間更新後の「就労証明書」等
(9)	就学予定による有効期間満了	*「保育利用事由申告書」と「在学証明書」及び「就学内容がわかるカリキュラム等」
(10)	職業訓練校・就学による有効期間満了	*就労または採用予定となった場合、「就労証明書」 *求職活動をするため家庭保育ができない場合、「求職活動状況申告書」

内職される方、該当する状況がない方等、不明点がございましたら下記問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】 就園管理課 TEL:086-803-1432